

第1章 初期対応 ~震災から1ヵ月~

第8節 自動車検査・登録

第8節 自動車検査・登録



多数の自動車が津波で流失し、被災台数は宮城県だけで14万6千台と推計された。これらの自動車に係る抹消登録等が必要となつたが、被災自動車のユーザーもまた被災者であり、申請どころか相談に出向くこともできず、不安な状況が続いていた。

東北運輸局は、移動相談所の開設、出張登録の受付、その他特例措置等により、ユーザーの相談に対応した。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月11日	<p>停電のため、MOTAS、検査機器が使用不可能（福島、いわきを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月12日 岩手・秋田・山形支局 停電復旧 ・3月13日 八戸事務所 停電復旧 ・3月16日 宮城支局 停電復旧
平成23年3月14日	<p><u>被災地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に4月11日まで）</p>
平成23年3月16日	<p><u>限定自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に4月11日まで）</p> <p><u>計画停電地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u></p> <p>（秋田県・山形県の全域を対象に4月16日まで）</p>
平成23年3月19日	<p><u>災害復旧車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u></p> <p>（青森県・岩手県・宮城県・福島県において救助、災害復旧等に使用されている自動車を対象に4月19日まで）</p>
平成23年3月23日	<p><u>保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を延長。</u></p>
平成23年3月26日	<p>永久抹消登録申請時の特例的取扱を開始。</p>
平成23年3月30日	<p>津波により海水に浸った車両のユーザーへの注意事項をホームページへ掲載。以後、移動自動車相談所やテレビ等で周知。</p>
平成23年4月5日 (公示:平成23年4月10日)	<p><u>被災地域に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を伸長。</u></p> <p>（青森県の一部・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に5月11日まで）</p> <p><u>限定自動車検査証・災害復旧車両の自動車検査証の有効期間を延長。</u></p> <p>（青森県の一部・岩手県・宮城県・福島県の全域を対象に5月11日まで）</p>
平成23年4月7日	<p>岩手・宮城・福島運輸支局は、関係団体等の協力を得て、避難所等に<u>移動自動車相談所を開設</u>。廃車等諸手続の相談対応、自動車の無料点検を実施。</p> <p>（4月21日まで、岩手8回、宮城13回、福島12回、合計33回実施）</p>

■自動車検査証等有効期間の伸長

震災により自動車整備工場をはじめとする自動車関係機関が業務を停止し、また、自動車ユーザーが仮設住宅に避難するなど自動車検査を受けることができる状況ではなかった。



津波を受けた車検場(大船渡市) H23.3



津波を受けた自動車整備工場(大船渡市)H23.3

このため、東北6県のうち、被害が甚大であった4県及び東北電力の計画停電対象となる2県に使用の本拠の位置を有する車両並びに被災地域で活動する災害復旧用車両について、自動車検査証等の有効期間を発災日から最大1ヶ月伸長することを、震災発生3日後に公表した。

その後、道路・橋梁等のインフラ及びライフラインの復旧状況、整備工場の稼働状況、受検状況等を踏まえ、対象地域を限定しながら再伸長及び再々伸長を行った。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	山形県	秋田県		
伸長 被災地車両の	1回目	全 域 4/11まで			—	—			
	2回目	一部地域 5/11まで	全 域 5/11まで		—	—			
	3回目	—	一部地域 6/11まで		—	—			
伸長 災害復旧車両の	1回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 4/11まで			—	—			
	2回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 5/11まで			—	—			
	3回目	—	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 6/11まで			—	—		
の延長 限定期検査証	1回目	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 4/11まで			—	—			
	2回目	一部地域 5/11まで	全域で救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車 5/11まで			—	—		
計画停電に伴う伸長					全域 4/16まで	全域 4/16まで			

■移動自動車相談所の設置



(上)役場での自動車相談(七ヶ浜町) H23.4.7
(下)役場での自動車相談(山元町) H23.4.13

(上)避難所での自動車相談(大船渡市) H23.4.8
(下)自動車の無料点検(七ヶ浜町) H23.4.7

本来であれば、抹消登録申請、自動車税の課税停止申請等の手続きを行ったり、自動車整備工場に行き安全点検を受けたりするところではあるが、被災自動車のユーザーもまた被災者であり、避難所生活の方も多かったため、これらの申請手続きができないまま不安な状況が続いていた。

このような不安を解消するため、岩手・宮城・福島運輸支局は、自動車整備振興会の協力を得て、避難所等で「移動自動車相談所」を開設し、津波等で被害を受けた自動車ユーザーに対し、廃車等の諸手続や自動車の無料点検を実施した。



相談内容・内訳

相談者総数 1,611名

相 談 事 案	相 談 件 数
流出・損壊等による抹消の相談など登録関係	1,371件
自動車税関係（市町村税を含む）	1,127件
海水に浸った車両に関する相談など整備関係	150件
車検の伸長関係	69件
自動車の無料点検（台数）	87台